

登録調査員を募集しています！

— あなたも調査員に登録してみませんか —

長崎市では、各種統計調査を実施するにあたり、事前に市へ登録のうえ必要に応じて統計調査に従事していただく「登録調査員」を募集しています。

●登録の資格要件

1. 統計調査に理解及び熱意を有し、責任をもって調査員の事務を遂行できること
2. 年齢が20歳以上75歳未満であること
3. 税務、警察又は選挙に直接関係のないこと
4. 暴力団員又は暴力団関係者でないこと
5. 市内居住者であること又は統計調査に従事することが可能な地域に居住していること
6. 統計調査に従事し得る時間的余裕があること

●登録方法

下記のお問い合わせ先に「長崎市登録調査員申込書」を提出してください。後日、面接を行います。
なお、申込書は長崎市ホームページからも入手できます。

皆さまのご応募をお待ちしています！

●統計調査員とは

統計調査には、国勢調査や工業統計調査など様々な調査があり、1年間におおむね 2～3 種類の統計調査が実施されます。統計調査の調査対象を訪問し、調査票を配布・回収していただく方を統計調査員といいます。

●調査への従事

調査実施の2～3ヶ月前に、調査の種類・期間・区域及び受持ち件数などについて電話でお知らせします。調査への従事が可能であれば「調査員承諾書」を提出していただきます。

●仕事の内容

1. 調査員説明会への出席
2. 担当区域や調査対象の確認
3. 調査票の配布・回収
4. 回収した調査票の検査・整理
5. 調査票など関係書類の提出



●統計調査員の身分

調査期間中、国勢調査の場合は「非常勤の国家公務員」、その他の基幹統計調査の場合は「非常勤の地方公務員」となります。調査員には、調査で知った事柄を他の人には漏らしてならないという守秘義務が課せられます。

●報酬

統計調査ごとに定められた報酬が支払われます。調査の内容や受持ちの件数によって異なりますが、おおむね1～4万円です。

【お問い合わせ先】

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号7階

長崎市総務部情報統計課

TEL 095-829-1116 FAX 095-829-1121